

意見交換会実施結果報告書 別紙2

番号	22-5
案件名	中野区子ども総合計画(素案)について

1 意見交換会の実施状況(自治基本条例第14条の規定に基づき実施したもの)

(1) 実施概要

合計実施回数	6 回
合計参加人数	70 人

No.	日時	会場	参加人数	区側出席者(職名)
1	12月12日(月) 18時半～20時	オンライン	2 人	子ども政策担当課長、 保育園・幼稚園課長
2	12月13日(火) 15時～17時半	野方児童館 ※	33 人	子ども政策担当課長
3	12月14日(水) 15時～17時半	南中野児童館 ※	20 人	子ども政策担当課長
4	12月14日(水) 18時半～20時	オンライン	4 人	子ども政策担当課長、 保育園・幼稚園課長
5	12月15日(木) 16時～19時	中野東図書館ティーンズルーム ※	5 人	子ども政策担当課長
6	12月18日(日) 10時～11時半	中野区役所	6 人	子ども政策担当課長、 幼児施設整備担当課長、 育成活動推進課長

※子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行った。また、意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式とした。

●配付書類

中野区子ども総合計画(素案)

(2) 意見交換会における意見・質疑の概要と区の見解・回答

合計意見数	75 件
-------	------

※合計意見数には、電子メール等により寄せられた個別意見及び団体等の意見を含む。

意見・質疑の概要等は別紙2-1「計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の方考え方」のとおり。

(3) 意見交換会における意見により変更した箇所とその理由

意見交換会での意見の主旨を踏まえ、記述を見直した。

変更した箇所は、別紙2-2「計画(素案)から計画(案)への主な変更点」のとおり。

2 その他の参加の手続き実施状況(個別意見の提出、団体等との意見交換等)

あり

(1) 個別意見の提出

種別	意見数
窓口	0 件
電子メール	10 件
ファクシミリ	0 件
電話	0 件
郵送	0 件
計	10 件

(2) 団体等との意見交換の実施状況

合計実施回数	10 回
合計参加人数	462 人

実施団体名等は別紙2-3「計画(素案)に関する関係団体等意見聴取実施結果一覧」のとおり

(3) 個別意見の提出、団体等との意見交換等に関する特記事項

個別意見及び団体等の意見については、別紙2-1に含む

計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO	意見の概要	区の考え方
第2章 子どもと子育て家庭、若者を取り巻く状況		
1	31ページの「区の未就学児発達支援対象者数」について、令和3年度に大きく伸びているが、理由は何か。32ページの「就学相談等件数」は発達支援対象者数ほどの伸びはないが、必要な人が就学相談にたどり着けていないのではないかと懸念がある。	令和3年度から、区立施設において児童福祉法に基づく「保育所等訪問支援」を開始したことで、対象者数が大きく増加した。31ページに説明を追記する。 必要な方が就学相談を受けられるよう、療育機関・在籍園・すこやか福祉センター等と連携を図っていく。
第3章 計画の展開		
目標 I 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する		
(1) 子どもの権利に関する理解促進		
2	子どもの権利に関する条例(以下「子どもの権利条例」という。)を知ってもらうには、以下の手法が効果的だと思う。 【ポスターやチラシを掲示する、テレビや動画、新聞で宣伝する、手紙(お便り)を配る、キャラクターやグッズを作る、色々なイベントを開く、パンフレットを配る】(※)	子どもの権利の普及啓発については、62ページにおいて、リーフレットや動画の作成など様々な媒体や手法を用いることを記載しているが、ポスターやチラシの作成については有効な手法であると考えており、ご意見を踏まえて事業内容に追記する。 また、その他の手法についても、子どもの意見を聴きながら、検討を進めていく。
3	子どもの権利条例について、学校で学ぶ機会があるとよいと思う。(※)	「子どもの権利」に関わる学校での取組については、主な取組②「子どもの権利に関する学習機会の充実」に記載していたところであるが、ご意見を踏まえ、主な取組①「子どもの権利の普及啓発」にも追加する。
4	子どもの権利条例の理解促進について、子ども自身だけでなく、家庭や学校へのアプローチが重要である。	子ども自身に加え、保護者や学校の教職員等のあらゆる人に条例の内容を浸透させることが重要であると考えており、家庭や学校に対して、適切な機会に様々な媒体を使い、理解促進を図っていく。
(2) 子どもの意見の表明・参加の促進		
5	子どもの意見を聴くときは、以下のとおり多様な方法や場を用意してほしい。 【直接話を聴く、アンケートをとる、学校に目安箱を設置する、オンライン上で聴く】(※)	子どもの意見を聴くにあたっては、66ページにおいて、対面、アンケート、オンラインなど幅広い方法を活用して聴取することを記載している。 子どもの意見表明と参加の促進について、その内容や仕組みを検討していく。
6	子どもに意見を聴くときは、以下のとおり配慮してほしい。 【子どもが普段遊んでいるところで聴いてほしい、意見を聴く側が子どもに心を開いてほしい、意見を聴くときは楽しい話から始めてほしい、自分の意見を否定しないでほしい、意見を否定する場合はきちんと理由を言ってほしい、具体的な質問で聴いてほしい、言った意見を反映してほしい、「子ども」と「大人」ではなく、お互いの立場を尊重して対等に話したい】(※)	子どもの意見を聴くにあたっては、66ページにおいて、子ども参加に関する実践的な手引きを作成することを記載している。 子どもの意見、考え、思いを大人が適切な配慮を持って受け止め、尊重していくことが大切であると考えており、子どもに意見を聴く上での配慮についても手引きに盛り込んでいく。
7	子どもの意見表明について、様々な子どもの意見を聴くためには、ハイティーン会議などの意見表明できる機会を作るだけでなく、いつでも意見を聴ける開かれた場所を作る必要があるのではないか。また、自ら意見表明をしたいと考える子どもだけでなく、より広く子どもの声を拾う方法を考えてほしい。	子どもの意見を聴くにあたっては、対面、アンケート、オンラインなど多様な手段を用意し、誰一人取り残すことなく、意見を受け止める機会を確保する必要があると考えている。子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に参加できるように、その内容や仕組みを検討していく。
8	子どもに対して意見を聴くときは、公共施設ではなく、プレーパークや公園などの子どもの本音が出やすい場所に向いて声を汲み上げる姿勢が必要ではないか。	
9	主な取組①「子どもの意見表明・参加の仕組みづくり」について、日常的に意見を表明したり参加したりするためには、学校生活において自分たちが参加できる環境整備が大切だと考える。	子どもが一日のうちで多くの時間を過ごす学校において、子どもが自由に意見を表明したり、参加する機会を保障することは重要であると認識している。学校と連携しながら、子どもの意見表明・参加の取組を推進していく。

NO	意見の概要	区の考え方
10	主な取組②「子どもの意見表明・参加の機会の確保」について、区政やまちづくりに関しての意見表明になっているが、それだけではなく、学校教育の中で、日常的に意見を表明することも検討してほしい。	これまでも区民と区長のタウンミーティングや教育委員と生徒との対話集会等で、子どもたちが区政や学校教育への意見表明をする機会を設けてきた。これらの活動を今後も充実させるとともに、日常的に子どもたちが意見を表明することができる取組を推進していく。
11	学校運営や学校のあり方の見直しについて、子ども主体で行っていきべきではないか。	子どもたちの意見や考えは表明するだけでなく、教職員の支援も得ながらその意見や考えを実現していくことが大切であると考えている。このような取組を通して、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育てていきたい。
12	「子ども向けの情報発信」について、ホームページの活用を図るとともに、学校、児童館での掲示も併用した方が効果的である。	子どもに向けた情報提供・情報発信については、幅広い方法を活用し、様々な機会を捉えて行うことが重要であると考えており、ご意見を踏まえ、「子ども向けの情報発信」の事業内容に子ども向けの掲示物の作成について追記する。
13	ハイティーン会議について、子どもが意見表明した内容を実現するための予算を計上していくのか。	子どもの意見表明については、子どもの意見を尊重し、どのように受け止め、どう反映させたかを子どもに分かりやすい形でフィードバックすることが重要であると考えている。子どもの意見を具体化させる仕組みについて、今後検討を進めていく。
(3) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援		
14	中高生年代が利用できる、以下の機能を備えた施設がほしい。 【体を動かせる、フリーWi-Fiが完備されている、食事ができる、楽器が弾ける(防音設備がある)】(※)	中高生年代向け施設の整備については、69ページにおいて、中高生年代の意見を聴きながら整備を進めていくことを記載している。 今後中高生年代へのアンケートなど、広く意見を聴く機会を設け、今回いただいたご意見を含め、中高生年代からの様々な意見を施設整備に活かしていく。
15	学童クラブやキッズ・プラザなど場所を提供することは重要だと思うが、子どもの権利の視点から、過密な場所や一人になるスペースがない、体を動かす場所がないなどの実態は改善すべきだと思う。	小学校内に設置しているキッズ・プラザと学童クラブでは、学校と連携して校庭や体育館を活用してのびのび遊ぶ機会を作っている。今後も様々な放課後の居場所事業の充実を図っていく。
16	「学習支援団体への支援」について、学習支援・無料塾が一番支援してほしいのは広報である。	「学習支援団体への支援」について、ご意見を踏まえ、事業内容に広報活動を含めた必要な支援を追記する。
17	令和4年12月から区の公園のルールが一部試行的に緩和されたが、公園利用のルールの検討については、もう少し子どもの声を聴いて決める必要があるのではないか。	公園利用のルールについては、近隣環境への配慮しつつ子どもから大人まで様々な人が快適に公園を利用できるよう決めている。また、公園再整備を行う際には、子どもも含めた区民が参加できるワークショップやオープンハウス等の開催を視野に、適切なルールを模索していく。
18	「地域施設の有効活用」について、少なくとも、すこやか福祉センター4圏域ごとの区民活動センターに1か所ずつ、子ども向けのおもちゃやマットなどを備え付けてほしい。乳幼児親子には部屋があっても用具がないと活動の幅がかなり狭まる。	区民活動センターにおける乳幼児向け用具の備え付けについて、今後さらに利用者のニーズの把握に努めていながら検討していく。
19	静かに勉強する場所だけでなく、友達とおしゃべりしながら勉強できる場所がほしい。(※)	子どもの学習スペースについては、72ページにおいて、子どもの自主的・自発的な学習を支援するため、区有施設における子ども専用の「学習スペースの提供」を記載しているところであるが、ご意見を踏まえ、事業内容に多様な勉強場所を提供することを追記する。
20	プレーパークは、子ども主体で子どもの力を引き出すという素晴らしい理念がある。その理念は子どもの権利につながるものであるため、周知をしてはどうか。	プレーパークは、自然の中で子どもがやりたいことを子ども自身の手で実現していく遊び場であり、子どもが思い切り遊ぶことを通して自主性や社会性を身に付け、豊かに成長していくことを支えていく場所であると認識している。子どもの権利条例の普及啓発と合わせて、プレーパークの理念についても啓発を進めていく。
21	主な取組③の重点事業の成果指標が、プレーパークの活動団体数になっているが、プレーパーク向きの公園が少ない中野区で団体数を増やすよりも、プレーリーダーの常勤の人数や世話人の人数、関係者向けの学習会の回数を目標に掲げたらどうか。	主な取組③は「遊び・体験の機会の充実」として、「多様な活動や体験ができる機会や場所を提供」することを目標としている。区としては人材養成支援や普及啓発といった取組を行うことで、地域に根ざしたプレーパーク活動場所が増えることを期待しており、その成果指標として活動団体数の増加を目標に掲げている。

NO	意見の概要	区の考え方
22	体を動かしたり、自然と触れあえる場所がほしい。(※)	子どもが屋内外で体を動かしたり、自然と触れ合ったりする機会や場所を充実させ、子どもの多様な居場所づくりを進めていく。
23	ブックスタート事業について、絵本に親しむことを目的とした事業であるため、取組の方向性(3)に記載してはどうか。	ブックスタート事業については、乳児に対して絵本を開く楽しい体験と絵本を提供する事業であり、ご意見を踏まえ、主な取組③「遊び・体験の機会の充実」に追加する。
(4) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済		
24	子ども相談室について、以下のとおり相談しやすい雰囲気づくりを行ってほしい。 【子ども向けのおもちゃや雑誌が置いてある、ソファが置いてある、雑談など色々な話を聴いてくれる、「相談する場所」であることをアピールしすぎない、落ち着いたカフェのような雰囲気、気軽に行けるような明るい雰囲気、中高生も利用しやすい「子ども」すぎない雰囲気】(※)	子ども相談室の運営にあたっては、81ページにおいて、相談しやすい雰囲気づくりを行うことを記載しており、子どもが気軽に相談できるような工夫を検討していく。
25	子ども相談室について、対面や電話での相談はハードルが高い。(※)	子ども相談室の運営にあたっては、81ページにおいて、子どもが相談しやすい相談手法を検討することを記載しているが、ご意見を踏まえ、事業内容にSNSを活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談などの検討について追記する。
26	子ども相談室で相談してみたいが、相談をしたことや相談の内容を他の人に知られたくない。(※)	子ども相談室は、子どもの話を聴き、子どもと一緒に考え、子ども自身がどのように解決をしたいのかを尊重しながら子どもの権利保障を図る相談窓口である。他の人に知られたくない相談については、秘密が守られるような体制をとって解決を図っていく。
27	子ども相談室を知らない人もいると思うので、広く周知をしてほしい。(※)	子ども相談室の普及啓発については、81ページにおいて、愛称を付けたり、マスコット・キャラクターとともに周知を行うことを記載しているところであるが、学校を通じてカードや広報紙を配布したり、子どもオンブズマンや職員が、児童館等へ出向き、広報を行うなど、様々な仕掛けを凝らした広報啓発活動を検討していく。
目標Ⅱ 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する		
(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援		
28	主な取組①「妊娠、出産、子育てトータル支援の実施」について、1歳から3歳の未就園時期の支援として、産前産後の事業が中心に記載されている。切れ目のない支援を実施してほしい。	すこやか福祉センターでは、子どもの発育・発達、子育て等に関する相談事業や、様々な講座・講習会などの事業を通して、他の部署や関係機関と連携しながら、子育て期全般に渡る切れ目のない支援を継続し実施している。このため、ご意見を踏まえ、87ページに関連する事業を追加する。
29	「なかの子育て応援メール」は、地域の支援情報や子育てイベント情報などが不足していると思う。LINE配信のプラットフォームを生かし、配信内容を充実してほしい。	「なかの子育て応援メール」の配信内容について、LINE配信のシステム上の制限も踏まえ、必要な情報を配信できるように関係する所管との連携を強化し、配信内容の充実を図っていく。
30	「おひるね」に、子育て支援団体への支援に関する内容や政策助成の事例集、放課後子ども教室推進事業を掲載するとよいのではないか。	90ページの「子育て情報提供サービス」に記載のパンフレットが「おひるね」に該当するものとなっている。記載内容が分かりにくいいため、ご意見を踏まえ、「おひるね」の文言を追記する。掲載内容については充実を図りたい。
31	児童館での一時預かりについて、需要はあると思うが、利用料(1時間800円)が高いため、500円程度にしてはどうか。また、LINEを導入するなど予約方法を見直す予定はあるのか。	児童館での一時預かりについてもLINEで予約できるようにすれば利便性が向上すると認識している。現状の検証を行いながら、改善策を検討していく中で、総合的に判断していきたい。
32	ホームヘルプサービスや病児・病後児保育、ベビーシッター利用支援事業など色々な預かりサービスがあるが、条件が当てはまらず利用できなかったり、使い勝手が悪い。利用したい人が、必要ときに必要なサービスを受けられるように見直してほしい。	各サービスを年齢別、対象別に並べて比較するなど、使えない部分や使い難さの検証を行う必要があると認識している。利用している方の声を聴きながら検証したい。

NO	意見の概要	区の考え方
33	子育てひろばの整備・運営について、北部地域の子育てひろばが少ないので増やしてほしい。	児童館、すこやか福祉センターなどの既存の子育てひろばに加え、閉館する予定の児童館における事業のほか、他の区有施設の有効活用も検討し、乳幼児親子の居場所が徒歩圏内に確保できるよう整備を進めていく。
(2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援		
34	子ども食堂、学習支援・無料塾、ひとり親家庭支援の窓口などを一覧にしてホームページなどで共有するなど、支援が必要な子どもや保護者を支援につなげるための取組が必要だと思う。	区が実施しているサービスに加えて、NPOや民間のサービスも含めて情報提供していきたい。また、ご意見を踏まえ、困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組について、事業を追加する。
35	困っている家庭ほど情報を主体的に得ることが難しい。詳細な情報をキャッチする段階で諦めてしまう人もいると思うので、支援団体ごとの個別のチラシを近隣の学校で配布してほしい。	
36	主な取組①の重点事業の成果指標が、子ども食堂の数になっているが、箇所数が増えても配食数が減ったら意味がないのではないかと。また、区が補助金を交付する団体を増やすという目標を成果指標にしたらどうか。	子ども食堂がない地域があることから、区内全域での食のセーフティネットを構築するという観点から、子ども食堂の数の充実とともに、すべての小学校区への整備を目標として取組を進めていく。
37	中野区のような家賃が高いところは困窮層が暮らすのは大変だと思う。経済的な困難を抱える子どもと子育て家庭を支援するために、子どもの貧困対策を充実させていくべきではないか。	学習、食、体験など、様々な面から子どもの貧困対策を総合的に実施し、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援を充実させていく。
38	ひとり親家庭支援の窓口では、支援団体等も含めて情報共有してほしい。また、離婚届を出す段階では精神的に限界で判断能力が落ちていることもあるため、適切な支援につながるような対応をしてほしい。	ひとり親家庭支援の情報を記載したひとり親家庭支援のしおりを作成し、制度の案内を行うほか、ご意見を踏まえ、「ひとり親家庭総合支援事業」の事業内容に関係機関と連携した支援の強化について追記する。
(3) 子どもの発達・成長に応じた支援		
39	療育へ通う子どもが増えているのであれば、全体像や必要な手続きを時系列で一覧にして分かりやすく示したり、必要な情報はその都度保護者に確認書類を作らせることなく共有してほしい。	区ホームページの「児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス」のページにおいて、区の発達支援全体図をお示ししている。今後も必要に応じて見直しを図り、各機関において手続きの流れを分かりやすく案内し、関連機関同士の連携を取るよう努めていく。
目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する		
(1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備		
40	保育園の定員割れへの対応について、住宅建設の動向を含めた人口動態を見て地域需要を予測してほしい。また、定員縮小による質の向上について検討してほしい。	今後長期的には子どもの数が減っていく中で、どのように整備していくかは検討を進めているところであるが、待機児童ゼロを維持していくため、必要な地域に必要な数を整備していく予定である。特に中野駅や東中野駅周辺は住戸数の増加が予定されており、再開発の状況等も踏まえて整備していく。
41	今年度待機児童がゼロになったが、希望する園に希望するタイミングで入ることができず、待機している家庭がまだいる一方で、定員に空きが出ている施設がある。入園調整を十分に行ってほしい。	保育所等の利用調整は法令等に基づき、保育の必要度が高い順に入所できるよう行っているところである。保育所等の空き定員の有効活用と、空き定員が生じないための柔軟な定員管理について検討していく。
42	区立保育園10園を存続し、需要に応じた定員設定でバランスよく配置するとともに、現場の意見をよく聴いて建て替えを行ってほしい。区立保育園を定員割れに伴う調整弁と考える方針は変更してほしい。区の責任で運営している区立保育園の役割を考えると、小学校区に1園が望ましいと考える。	保育の質の維持・向上、障害児保育など今後の区立保育園が担うべき役割及び民間保育所の定員充足の状況を踏まえ、区立保育園を一定数継続させることとしている。地域ごとの保育需要数や施設の耐用年数も考慮して建替整備の考え方を検討していく。
43	園外に子どもを連れて出るとは多くの危険を伴う。置き去りを防ぐため、また、必要なときに園外に子どもを連れて行けるようにするため、園庭がない保育園へ保育士の増員配置をしてほしい。	園外での保育については、安全に十分留意して行っているものとして認識しているが、必要に応じて支援の必要な園児に対する加配等も検討していただき、安全に園外保育を行っていただくよう周知していく。

NO	意見の概要	区の考え方
44	認定こども園化について記載を削除してほしい。認定こども園化する理由は、教育・保育のニーズに応えるためとなっているが、幼稚園の預かり保育でニーズは満たされているのではないかと考えている。	認定こども園には、保護者の就労形態が変わっても継続して同じ園に在籍できる等のメリットがあり、雇用状況やライフスタイルが多様化する中で一定のニーズがあると考えている。 認定こども園では、地域子育て支援を実施することが必須となっており、認定こども園化により、育児不安の大きい保護者やその家庭への支援を含む地域のすべての子育て家庭への支援の充実を図っていく。 現在、保育園からの認定こども園化の要望を受けており、移行を希望する教育・保育施設への支援を検討していく。
45	保育施設が突然閉園した場合の受け皿の用意など、何か問題が起きた場合の区の対応について検討してほしい。	突然閉園するような事態にならないよう、事前にご相談をいただいたり、検査担当が定期的に保育施設への訪問等を行うなど、情報交換している。
46	今後の学童クラブの整備予定はどうなっているのか。	学童クラブについては、地区によっては供給量が不足しているため、整備していく必要があるが、学童クラブ以外にも児童館やキッズ・プラザなど多様な居場所を提供しており、子どもの状況に合わせて選べるように周知していきたい。
47	保育園の空き定員を使い、未就園児の週1日などの定期保育を行ってほしい。	未就園児に対する支援は、課題であると認識している。令和5年度に、幼稚園や保育園を利用していない未就園児を対象とする施設の空き定員を活用した保育モデル事業の実施を検討しているところである。 未就園児を保育所等で週1、2回定期的に保育し、未就園児及びその保護者への支援について、具体的手法や課題を検証する予定である。
(2) 質の高い教育・保育サービスの提供		
48	計画に記載されている巡回支援などに加えて、実地検査体制の工夫や、虐待が起きた場合の対応について検討してほしい。また、背景には子どもの数に対する保育士数が少ないという国の基準の問題がある。中野区は、保育士1人が受け持つ子どもの数を減らすという考えはないのか。	今年度は児童相談所設置市となったこともあり、指導検査体制を充実させ、50%以上の施設に実地調査に入れるようにしている。虐待に関しては未然防止を含め、児童相談所とも連携しながら区全体で対応していく。また、民間の保育施設に対しては、区独自の補助金を出しているため、国の基準に比べれば保育士の数は多いと考えているが、長期的には子どもの数が減っていくと予測されている中で、保育の質を確保していく方法を考えていきたい。
49	保育の質ガイドラインや就学前プログラムには、子どもの権利の視点とは相反する点が盛り込まれていると感じるため、再検討が必要ではないか。保育園での環境整備と区立園が軸となった保育園同士の交流の充実が必要である。また、職員配置や面積の基準をガイドラインに載せ、保護者や区民に明らかにして事業者が守るようにしてほしい。	「中野区保育の質ガイドライン」は、令和2年に策定し、現在、改訂の検討を進めているところである。改訂に際しては、子どもの権利条例の制定なども踏まえて見直しを行っている。また、保育園同士の交流の場でのより効果的な活用方法について研究していく。なお、保育の質ガイドラインは主に子どもに対する支援を内容としていることから、職員配置基準や面積基準については掲載していない。
50	「保育の質ガイドラインの運用推進」の成果指標について、「保育の質ガイドラインを知っている保護者がどれくらいいるか」に変更が必要ではないか。区はその数値を把握しているのか。	区民、特に保護者に「中野区保育の質ガイドライン」を知ってもらうことは重要なことと捉えており、ガイドラインを知っている保護者の割合については、教育・保育施設を利用している未就学児の保護者を対象に実施している満足度調査において把握し、その数値を注視しているところである。
51	「保育園等の指導検査の充実」について、昨今、全国の保育施設における虐待のニュースが後を絶たない状態であるが、指導検査のみでは対応できない、保育業界の構造的な問題があると考えている。配置基準の見直しや処遇改善に区としても取り組んでほしい。	児童の安全を確保し、質の高い保育を行うには、保育士を適切に配置することが重要であり、区では国の基準を上回る保育士の配置基準を定めている。認可保育所が国の基準を超えて職員を配置した場合には「11時間保育のための保育士」や「延長保育のための保育士」等の加算を行っている。保育士の適切な配置については引き続き研究していくとともに、必要に応じ、国や都に対して基準の見直しを要望していく考えである。
52	保育園等の指導検査を充実するためには、十分に回るための職員が必要である。保育施設数に見合うよう支援担当の職員を増やしてほしい。	保育園等の指導検査を充実させるために必要な職員体制を整備していく。

NO	意見の概要	区の考え方
53	指導検査において、関係法令を遵守しているかどうかだけでなく、保育士の人件費比率に下限を設け、人件費の行き過ぎた弾力的運用をやめさせるべきだと思う。	保育所の運営費については、国が定める要件に基づき人件費、管理費、事業費の弾力運用が行われている限り、指導検査で人件費比率の指摘をすることはできない。保育士の給与水準は必ずしも人件費比率とは一致していないこと、また、国が保育士処遇改善の取組を推進していることなどを踏まえ、人件費比率の取扱いについては慎重な検討を要すると考えている。
54	放課後等デイサービスや学童クラブは色々な事業者が実施しているため、質が一定でない。どのように質を担保していくのか。	放課後等デイサービスについては、区が実施する事業所に対する集団指導での講義や個別指導等を通じて、療育の質の向上を図っていく。 民間学童クラブについては、国や都の基準に則って運営することとされており、区としても設備と運営の基準を定めている。
目標Ⅳ あらゆる若者の社会参画を支援する		
(1) すべての若者のすこやかな育成支援		
55	世田谷区には若者支援の場所として交流センターや居場所が計6か所ある。中野区にも新たに施設を常設してほしい。	114ページ及び116ページに記載のとおり「中高生年代向け施設の整備」を予定しており、利用者となる中高生年代の意見を聴きながら、整備に向けた検討を進めていく。
目標Ⅴ 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する		
(1) 地域における子育て支援活動の推進		
56	政策助成について、スタッフへの謝礼を一定程度認めるべきだと思う。重点事業なのに完全無償ボランティアで頼るのはどうか。	政策助成制度は区民の自主的な活動を支援するためのものであり、スタッフ謝礼は政策助成の対象としていない。助成対象となる経費に関しては様々な意見を聴きながら検討していく。
57	現状、実績のない地域団体が児童館での活動に入っていくのはハードルが高い。児童館の職員の伴走とともに新しい地域団体を育てていく体制が必要ではないか。団体育成を支援せずに、団体が自力で成長して児童館がその力を借りに行くのは違うのではないか。	児童館において、子どもに関わる地域の団体との連携や育成を行う機能をさらに強化していく。
58	児童館が、日曜日も含めて子育て支援団体や中高生が気軽に借りられるようにしてほしい。また、そのアナウンスをしてほしい。	児童館の機能強化については、ニーズを踏まえ検討を進めていく。
59	児童館に地域の見守り機能と情報発信の機能を持たせて欲しい。 また、児童館で行われる催しに関する情報発信がアナログで、チラシを見なければ分からない。児童館ごとにTwitterやインスタグラムのアカウントを作って発信するようにしたらどうか。	児童館は「地域の見守り、ネットワーク支援機能」の強化を目指している。情報発信についても、より効果的なものとなるよう検討を進めていく。
60	地域団体が児童館と共催事業を開催する場合、参加者から参加費をもらうことができない。参加者からは徴収しなくても、児童館側に活動予算を付けてほしい。	地域団体と児童館の共催事業においては、材料費など直接参加者に還元される実費は負担していただく場合もある。今後も地域の活動支援に努めていく。
61	子育て支援活動を行うにあたり、区民活動センターの集会所の予約が大きな負担となっている。区民活動センターの予約がオンラインでできるようにしてほしい。	団体支援の1つとして、区民活動センターのオンライン予約について検討していきたい。ご意見を踏まえ、「地域施設の有効活用」の事業内容に、予約方法の見直しを追記する。
62	子育て支援団体同士が横の連携を深められるように、区で区内の子育て支援団体をリスト化してほしい。	令和5年度に導入予定のアプリケーションを活用し、区内の公益活動団体の活動状況の見える化を図る。同時に団体のリスト化も行う方向で検討している。
63	中野区では、地域の団体活動をサポートしてくれる伴走者が不足している。「地域活動コーディネーター研修」の修了者などから、子ども・子育て分野専門のコーディネーター的な人を育成し、区民活動センターだけでなくすこやか福祉センターにも配置したらどうか。	地域での団体活動がより活性化していくよう、活動をサポートする体制や仕組みについて強化策を検討していく。また、施設の有効活用や相談体制の充実についても検討していく。

NO	意見の概要	区の考え方
(2) 子育て世帯が住み続けたい環境の整備		
64	中野区は、子ども関連の店舗が少ないので、子育て応援とうきょうパスポートの活用促進はとても大事だと思う。	令和元年度に実施した子どもと子育て家庭の実態調査で、子ども関連の店舗が少ないなど、商業施設に関する満足度が低かったため、重点的に取り組む必要があると考えている。ジェンダーギャップの解消については、今後力を入れていく必要があると認識している。
65	育児の困難や少子化はジェンダーギャップに由来していると思う。子育て応援パスポート事業の店舗数を重点事業にするのではなく、生理用品を全区有施設や学校へ配布するなどして、それを重点事業にしたらどうか。	
66	近場(子どもが自分で行ける範囲)に買い物できる場所がない。(※)	
67	中野区はファミリー世帯が住める住宅が少ない。子育て世代を増やせない理由の1つではないか。空き家をリノベーションして子育て世帯向けの住宅にできないか考えてほしい。	子育て世帯に適した立地、居住面積や子育てに資する施設・サービスを備えた住宅を誘導し、子育てしやすい住まいの供給を促進していく。 空き家の利活用やリフォームについては、民間の専門家団体や事業者団体と連携して相談を実施している。また、子育て世帯を含む、住宅確保要配慮者のみを入居させるセーフティネット専用住宅として登録する民間賃貸住宅については、子育て世帯に対応した改修費の一部補助を実施している。
68	暗くなってからの帰り道は、不審者がいるかもしれないので怖い。(※)	犯罪などから子どもを守るため、青色防犯パトロールカーの運行や地域の防犯パトロール団体への支援、通学路の見守りなど、子どもが安心して地域で過ごせるよう犯罪防止の取組を進めていく。
第4章 子ども・子育て支援事業計画(第2期)中間の見直し		
69	自主保育は、外でのびのびと心と体を育み、保護者の子育ての孤立や不安をなくしてくれ、親子共に成長させてくれる素晴らしい保育のかたちである。現在、利用料の全額を個人で負担しているが、補助を出している自治体もある。中野区でも補助制度を設けてほしい。	区では、幼稚園、保育園、認定こども園や家庭的保育事業、小規模保育事業等により様々な世帯のニーズに対応するほか、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用についても利用料の負担軽減を図っている。自主保育は多様な保育の一形態として評価されるが、その活動支援については、今後の国や団体の動向等を踏まえ、研究していきたいと考える。
70	保育園を希望する人が増えている一方で、幼稚園の需要が減少しているが、幼稚園への経営支援について区はどう考えているのか。	就学前教育における私立幼稚園の重要性は認識しているが、女性の就業率の上昇に伴い、保育園に預けたいと考える保護者が増え、将来的には幼稚園の利用者数は減っていくと予測している。一方で、私立幼稚園には一時預かりの実施など、サービスの拡充をいただいている。運営が苦しい私立幼稚園があることも認識はしており、区としてどのような経営支援ができるか検討しているところである。
71	ファミリー・サポート事業の援助会員が少ない。今後援助会員を飛躍的に増やすのは難しいと思うが、代替措置などは考えていないのか。	ファミリー・サポート事業については、過去に利用した人にアプローチするなどして制度の周知と会員の募集をしている。ファミリー・サポート以外の事業も含めて一時預かり事業全体で需要に対応できるように検討していきたい。
第5章 計画の推進		
72	計画に記載している事業がどのように進んでいるのか、進捗状況や結果について共有してほしい。	計画に記載している事業について、毎年度、各事業の実施状況や成果指標の進捗状況等を事業実績として取りまとめ、ホームページ等で公表する。
計画全体に関すること		
73	中野区教育ビジョンに記載されている事業と重複しているものもあるが、両者の関係はどうなっているのか。	学校教育の内容や質に関することについては教育ビジョンで定めているが、両者が関係する部分については整合を図っている。関係性について、3ページの「他の計画との関連」に追記する。
74	子どもの権利を普及促進するために「こども」「子ども」の3文字表記を進めるべきだと思う。	中野区では、「子ども」の表記で統一している。
75	子ども・子育て支援事業を行っていくためには、優秀な人員の確保が必須となる。働き手の確保と人材育成について区がバックアップしていく必要があると思う。	子ども・子育て支援事業の推進には、人材確保と人材育成が重要であると認識している。 保育施設については、保育士等の処遇改善や宿舍借り上げ等、人材確保のための支援や各種研修の実施等による人材育成を行っている。

○ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。

○ 子どもからの意見については、意見の概要に(※)を表示している。

計画（素案）から計画（案）への主な変更点

項目		頁	主な変更点	別添1の 該当意見
第1章 計画の基本的な考え方		3	「(2)他の計画との関連」に中野区教育ビジョンを追記	No.73
第2章 子どもと子育て家庭、若者を取り巻く状況		31	① 区の未就学児発達支援対象者数の説明に、「令和3年度に区立施設において児童福祉法に基づく「保育所等訪問支援」を開始した」ことを追記	No.1
		48~50	「3 子どもへの意見聴取」に、追加で実施した子どもへの意見聴取の概要を追記	
第3章 計画の展開	目標Ⅰ 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する	61	取組の方向性(1)子どもの権利に関する理解促進の「成果指標と目標値」①の現状値を記載、目標値を修正、②の現状値を記載	
		62	取組の方向性(1)主な取組①の重点事業「条例の普及啓発」の事業内容に、「ポスター、チラシの作成」を追記	No.2
		63	取組の方向性(1)主な取組①の事業に、「子どもの権利」に関わる学校での取組を追加	No.3
		66	取組の方向性(2)主な取組①の事業「子ども向けの情報発信」の事業内容に、「子ども向けの掲示物の作成」を追記	No.12
		70	取組の方向性(3)主な取組①の事業「学習支援団体への支援」の事業内容に、「広報などを含めた支援」を追記(72ページ、124ページも同様に修正)	No.16
		72	取組の方向性(3)主な取組②の事業「学習スペースの提供」の事業内容に、「子どもが利用できる多様な勉強場所」を追記	No.19
		74	取組の方向性(3)主な取組③の事業に、「ブックスタート事業」を追加	No.23
		76	取組の方向性(4)子どもの権利侵害の防止、相談・救済の「成果指標と目標値」①の現状値を記載	
		80	取組の方向性(4)主な取組②の事業に、「スクールロイヤーの配置」を追加	
		81	取組の方向性(4)主な取組③の重点事業「子どもの権利救済機関(子ども相談室)の運営」の事業内容に、「SNSを活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談など」を追記(118ページ、120ページも同様に修正)	No.25

項目		頁	主な変更点	別添1の 該当意見
第3章 計画 の展開	目標Ⅱ 子どもが 安心して育つため の家庭への支援を 推進する	87	取組の方向性(1)主な取組①の事業に、「子育て専門相談」「子育てに関する講座」「地域育児相談会」を追加	No.28
		90	取組の方向性(1)主な取組②の事業「子育て情報提供サービス」の事業内容に、「おひるね」の文言を追記	No.30
		92 95 97	取組の方向性(1)主な取組③、取組の方向性(2)主な取組①及び主な取組②の事業に、「困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組」を追加 ※125ページの目標Ⅴ取組の方向性(1)主な取組②に同事業を追加	No.34, 35
		96	取組の方向性(2)主な取組②の重点事業「ひとり親家庭総合支援事業」の事業内容に、「関係機関と連携した支援の強化」を追記	No.38
	目標Ⅳ あらゆる 若者の社会参画を 支援する	113	取組の方向性(1)すべての若者のすこやかな育成支援の「成果指標と目標値」①、②、③の現状値を修正	
		119 121	取組の方向性(2)主な取組①及び主な取組②の事業に、「性的マイノリティ対面相談」を追加	
		119 121	取組の方向性(2)主な取組①及び主な取組②の事業に、「就労支援プログラム事業(中野就労セミナー・中野就職サポート)」を追加	
	目標Ⅴ 子ども・若 者の成長を地域全 体で支える環境づ くりを推進する	123	取組の方向性(1)地域における子育て支援活動の推進の「成果指標と目標値」①の現状値と目標値を修正、③の現状値を修正	
		124 125	取組の方向性(1)主な取組①の事業「地域施設の有効活用」の事業内容に、「予約方法の見直し」を追記(71ページも同様に修正)	No.61
		126	取組の方向性(2)子育て世帯が住み続けたいとなる環境の整備の「成果指標と目標値」②の現状値を修正	

計画(素案)に関する関係団体等意見聴取実施結果一覧

No	団体名	実施時期※	対面・ 電子メール	団体出席 者数
1	私立幼稚園長会	令和4年12月5日	対面	20
2	中野区人権擁護委員協議会	令和4年12月6日	対面	12
3	中野区立中学校 PTA 連合会	令和4年12月10日	対面	12
4	中野区次世代育成委員	令和4年12月13日	対面	16
5	中野区町会連合会	令和4年12月13日	対面	25
6	ハイティーン会議	令和4年12月17日	対面	10
7	中野区立小学校 PTA 連合会	令和4年12月17日	対面	15
8	民間保育所・認定こども園等 連絡会	令和4年12月21日	対面	109
9	中野区民生児童委員協議会	令和4年12月27日	対面	243
10	認証保育所長会	令和4年12月17日	電子メール	

※実施時期:電子メールによる意見聴取の場合は、意見聴取の締め切りの日付を記載